

目次

ご案内

○離職者等緊急生活資金のご紹介-----	1
○ポリテクセンター愛媛 10月期生募集-----	2
○産業別オンライン職業訓練受講生募集-----	3
○令和4年度働き方改革実践モデル企業創出事業-----	4~5
〔愛媛労働局から〕	
○ケアプラザ新居浜のご案内-----	6~7
○改正育児・介護休業法等オンライン説明会のご案内-----	8~9

お知らせ

〔愛媛労働局から〕	
○仕事を探している外国人・外国人留学生のみなさんへ-----	10~11
○公正な採用選考についてのお願い-----	12
〔愛媛県労働委員会から〕	
○労働委員会の窓（6月分）-----	13~14

令和4年7月15日

7月号

愛 媛 労 働

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課



離職者等緊急生活資金のご案内

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、20歳以上65歳以下であること。

(離職者の方)

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

(休業者の方)

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利/年0.3% (別途、保証料がかかります。)
- 返済期間/5年以内(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額/100万円 (離職者一人につき)
- 保証/保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要。
- 必要書類/住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利/年0.3% (別途、保証料がかかります。)
- 返済期間/5年以内(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額/100万円 (休業者一人につき)
- 保証/保証機関
- 必要書類/住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

ポリテクセンター愛媛 10月期生募集

再就職を希望される方を対象に、新たな技能・技術及び専門知識を身につけるため、当センターを会場に職業訓練を実施しており、令和4年度10月期生を募集中です。

- 募集科名 「機械CAD／NC科」
「溶接ものづくり科」
「電気設備技術科」
「住宅・福祉リフォーム科」
- 訓練期間 6ヵ月（令和4年10月4日～）
- 募集期間 令和4年7月26日～8月26日
- 受講対象者
雇用保険受給資格者などの求職者の方でハローワークの受講指示・推薦を受けられる方
- 受講料 無料（教科書、作業服等の自己負担あり）

【お問合せ先】

ポリテクセンター愛媛 松山市西垣生町2184
TEL 089-972-0329（訓練課）



ひめJOB eラーニング受講者募集!!

愛媛県では、コロナ禍で離職や休業を余儀なくされた方々や非正規雇用の方々のスキルアップを支援するため、最新の資格試験対策に対応したeラーニングの受講者を募集しています。

場所や時間を選ばず、「いつでも」「どこでも」受講が可能で、県内企業のニーズや最新の資格取得にも対応した講座を産業別に151コース設定しています。

適性診断やキャリアコンサルティングも全て無料です。就職・安定就労に繋がるビジネススキルを習得してみませんか。

専用サイトはこちら👉（ひめJOB eラーニング <https://hime-job.jp/>）



就職・安定就労に繋がる
ビジネススキルで輝こう!

令和4年度 愛媛県委託事業

ひめJOB eラーニング 受講者募集

受講料
無料

対象者 離職者の方
休業者の方
非正規雇用の方
(※条件あり)

定員 400名 (※定員にない応募
募集終了します。)

コロナ禍において、離職・休業を余儀なくされた方々及び非正規雇用の方々の安定就労や再就職に繋がるよう、成長産業や人手不足産業を中心に、求められるスキルを習得できる自宅で受講可能なeラーニングを提供します。さらに適性診断やキャリアコンサルティングも無料で受けられます。

実施内容

① eラーニングコース 定員 400名 ※最新の資格試験対策に対応しております

情報通信業 ●ITパスポート ●Webデザイン ●プログラミング 他

福祉業 ●医療事務 ●登録販売者 ●介護福祉士 他

運輸業 ●危険物乙種4種 ●運行管理者 ●物流センターの機能と管理 他

建設業 ●宅地建物取引士 ●マンション管理士 ●第三種電気主任技術者 他

製造業 ●衛生管理者 ●ボイラー技士 ●設計・製図 他

その他 ●日商簿記 ●FP検定 ●Office講座 他 ※コース内容について詳しくは
ホームページをご覧ください。

※事業を受講した実績や取得資格については、就職活動の際に希望する
企業に提出する履歴書に積極的に記載するなど有効に活用してください。

② 適性診断の実施 ③ キャリアコンサルティングの実施

問い合わせ先/
伊予鉄総合企画株式会社 TEL.089-913-7000 himejob@iyoplan.jp

※事業は「令和4年度産業別eラーニング推進事業」として伊予鉄総合企画株式会社が実施しております。

ひめJOB eラーニング 検索

専門コンサルタントと共に県内の働き方改革のモデル実践として取り組んでみませんか？

働き方改革実践モデル企業創出事業

愛媛県では県内企業の働き方改革を推し進めるため、「働き方改革モデル企業」として、専門コンサルタントと共に、全社一丸となって働き方改革に取り組んでいただける企業を募集します。

応募受付期間

令和4年6月27日（月）～7月29日（金） 必着

- 実践支援期間 令和4年8月～令和5年2月
- 参加企業数 3社（申込企業の中から取組み意欲や事例汎用性などの観点により選考し決定）
- 参加料 無料（コンサルティング（訪問・WEB支援）は1企業当たり5回を上限とします。）
- 対象企業 1）愛媛県内に本社を有しており、常用雇用する労働者が概ね300人以下の中小企業であること
2）本事業の参加後も引き続き自立的に働き方改革に取り組む予定であること
3）愛媛県内の取組促進を目的として本事業を通じた取組内容を県が情報発信する際、積極的な協力が可能であること
- 申込方法 裏面最下段「お申し込みについて」参照
- 実践支援の流れ 下記フローに沿って1企業当たり5回の訪問・WEB支援を実施します



愛媛県
イメージアップキャラクター
「みきやん」
愛媛県
「ダークみきやん」

本事業は「株式会社ワーキングエージェント」が愛媛県の委託を受け、実施します。
事業の詳細・お申し込みに関しては裏面をご覧ください。

令和4年8月～令和5年2月

コンサル支援の特長

企業の実業・ニーズに応じた支援パターンで働き方改革をサポート！

現状・取組目標にあわせた専門コンサルタントが直接支援します。
働き方改革専門コンサルタント/中小企業診断士/経営士/組織分析コンサルタント/
キャリアコンサルタント/業務改善コンサルタント/社会保険労務士など

コンサル支援例

全社一丸となって、組織を変える一歩に！

支援事例

1

無駄な業務の見直しで
より生産性の高い職場に！

取組施策

業務の棚卸、業務分析、標準化などの取組

売上や生産性を落とさず、長時間労働の削減や休暇取得率を
向上させるために、業務全体を見直し柔軟な組織体制を構築。

支援事例

2

多様な働き方の推進で
働きやすい職場に！

取組施策

フレックスタイム、時差出勤、テレワークなどの導入

従業員が「時間」「場所」といった従来の枠組みにとらわれることなく、
働き方を選択できる制度により両立支援や生産性向上を達成。

支援事例

3

お互いカバーできる体制づくりで
働きがいのある職場に！

取組施策

多能工（マルチスキル）化の推進

1人が複数の機械・作業・処理を担当できるようにスキルアップ。
現在の人員で生産性を向上させ、属人化も解消。

支援事例

4

社員の対話や連携を強化し
活気あふれる職場に！

取組施策

コミュニケーションの活性化、個別面談、組織連携

上司や部下、他部署間などの様々な角度からコミュニケーションを
改善。お互いの理解促進だけでなく、円滑な業務連携が可能に。

お申込みについて

- ①「働き方改革実践モデル企業創出事業申込書（兼誓約書）」をメール又はFAXにてご提出ください（7/29(金)必着）。
様式は右記URL及び2次元コードからダウンロード可能です：<https://www.pref.ehime.jp/h30500/saitekika.html>
- ② 営業日以内に県より申し込み受付完了メールをお送りします。（※当選確定のメールではありません。）
- ③ 申込書に基づき、8/5(金)までに対象企業を選定のうえ、結果をお知らせします。
本事業に関するお問い合わせ、お申込みについては、下記連絡先までご連絡ください。

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課労働政策グループ

TEL:089-912-2502 FAX:089-912-2508

e-mail:rouseikoyou@pref.ehime.lg.jp



厚生労働省が設置した労災特別介護施設

ケアプラザ新居浜のご案内

ケアプラザは、労働災害により重度（原則、障害等級1級から3級まで）の障害を負った皆様のために厚生労働省が設置した労災特別介護施設です。

当ケアプラザは、全国の8施設の中で、最も新しい施設で、敷地面積約7,000坪、地上3階建て建物約3,500坪、定員90名です。

施設は、大小の島々が浮かぶ瀬戸内海のほぼ中央の海岸近くにあります。気候は非常に温暖で、比較的台風の被害も少なく、太平洋側と較べると雨も少ない所です。

所在する新居浜市は、愛媛県の中でも東部に位置し、施設は市内東部にあります。最寄りの医療機関としては、通院バスで15分～20分くらいの所に愛媛労災病院などがあります。市内中心部へも同程度の所要時間です。

愛媛県は「みかん王国」と言われますが、所在する新居浜市は、「住友」の発祥の地であります。元禄年間（1691年）に「別子銅山」が開坑し、工業都市として発展してきました。



愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）のご案内

1 ケアプラザ新居浜とは

ケアプラザ新居浜は、労災事故により重度な障害をこうむられた方々に、安心していきいきとした生活を営んでいただくため、厚生労働省が全国8か所に設置した介護施設で、四国では新居浜市に設置されているものです。

ケアプラザ新居浜は、平成13年以降20年にわたり、一般の高齢者介護施設などでは対応が難しいとされている、せき髄損傷、けい髄損傷、頭部外傷等の傷病・障害の特性に応じた適切で専門的な介護サービスを24時間体制で提供することについて、豊富な経験と実績を有しています。

2 入居ができる方は

ケアプラザに入居できるのは労災年金受給者で、障害等級又は傷病等級が1級から3級に該当し、居宅において介護が困難と認められる方です。

なお、60歳以上で障害等級4級程度に該当する方等で、居宅での介護が困難な場合は、特例的に入居が認められる場合があります。

3 定員や介護サービスは

ケアプラザ新居浜は、定員90人（個室70室、多床室4人×5室）で看護師と介護士が交替制により、入居者の障害・傷病の状態にあわせて、食事介助、排せつ介助や入浴介助など日常生活の介護サービスを提供しています。また、リハビリ専門職によるリハビリテーションも行っています。

居室（個室）は約30m²の広さで、ベッド、バス（一部シャワー）、トイレ、洗面所、簡易なユニットキッチン、ナースコール（通報装置）等を完備しています。

4 入居の費用は

入居に要する費用は、施設利用料（いわゆるホテルコスト）と介護費の合算額となりますが、介護費については、同額の介護（補償）給付が厚生労働省から後日支給されるため、入居者の方の実質的な負担はありません。

年収（代表例）	施設利用料（月額）（個室の例）			
	扶養親族なし	扶養親族1人 （42%減額）	扶養親族2人 （53%減額）	扶養親族3人以上 （58%減額）
1,200,000円	57,000	33,000	33,000	33,000
1,600,000円	72,000	42,000	42,000	33,000
2,000,000円	105,000	57,000	42,000	42,000
2,800,000円	140,000	72,000	57,000	57,000
3,000,000円	160,000	89,000	72,000	57,000
3,400,000円	180,000	105,000	72,000	72,000

5 入居者の募集

現在、入居者を募集しておりますので、労災年金を受給されている方から施設入所の相談がありました際には、選択肢の一つとしてご紹介いただければ幸いです。

名称：愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）
所在地：愛媛県新居浜市阿島1丁目3番12号
問合せ先：TEL(0897)67-1122〔担当〕総務課



参加無料！
先着順受付

令和4年4月から順次施行！！

改正育児・介護休業法等 オンライン説明会

内容

- 改正育児・介護休業法
(産後パパ育休、育児休業の分割取得 など)
- ハラスメント防止対策義務化のポイント
- 時間外労働の上限規制等

日時

8/2 (火) 8/4 (木)
8/24 (水) 8/25 (木)
8/26 (金) 【各回定員:90名】



開催時間 13:30 ~ 15:00

申込方法

申込期限：7月22日(金)

※「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」にアクセスし
申込フォームに必要事項を記入の上、申してください。
(申込から説明会当日までの手順は、裏面を参照ください。)

説明会申込
受付サイト
QRコード↓

労働局・労働基準監督署説明会 受付サイト

検索



【問い合わせ先】

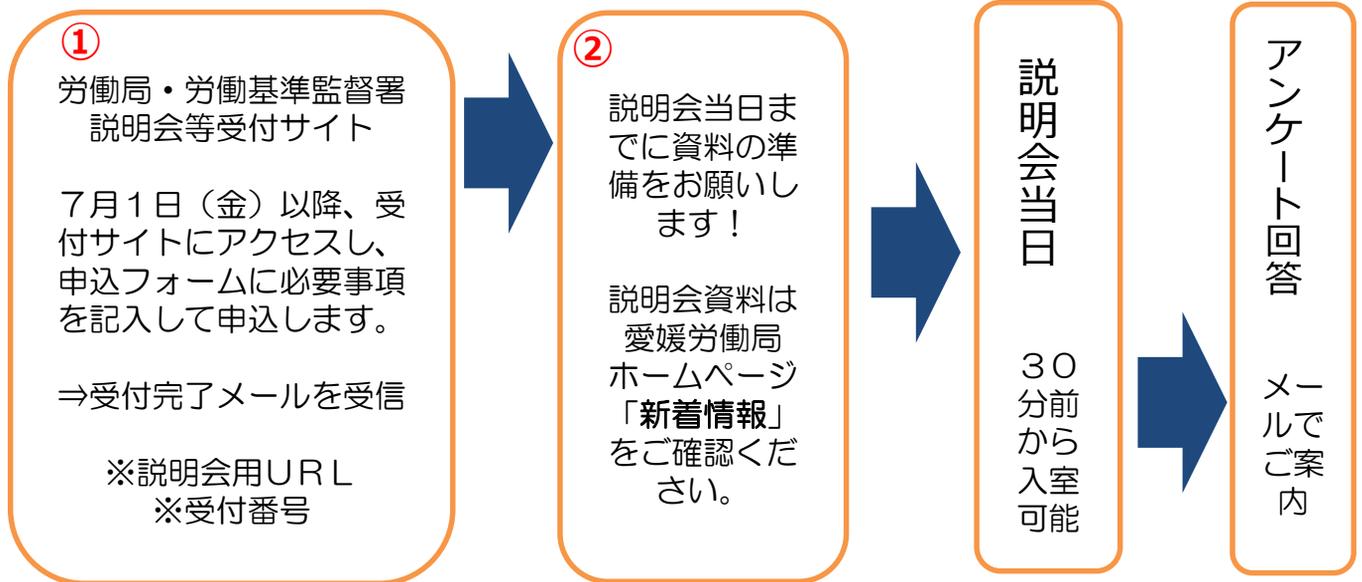
愛媛労働局 雇用環境・均等室

〒790-8538

松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階

電話 089(935)5222

説明会申込から当日までの流れ



<注意事項>

① 申込受付後

受付完了メールにより、「オンライン説明会参加URL」、「受付番号」等を通知いたします。

② 説明会で使用する資料について

愛媛労働局ホームページの「新着情報一覧」に「雇用環境・均等室からのお知らせ」として掲載いたしますので、あらかじめダウンロード等してご準備をお願いします。

(URL: https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/home/sintyaku_itiran.html)

- オンライン説明会へ参加の際には、ZOOMの参加名を「受付番号」に設定をお願いします。
- オンライン説明会の参加には、インターネット環境が必要です。
- オンライン説明会に使用する端末には、ZOOMアプリのインストールが推奨されます。
- ZOOMアプリがインストールされていない場合でも、一部のブラウザでの参加が可能です。機能が制限される場合があります。
- 使用端末及び回線につきましては、セキュリティ対策が講じられたもののご使用をお願いします。
- 説明会開始前に接続音声・映像確認をしていただけますので、早めの入室のご準備をお願いします。

※参加希望者が定員に達した場合は、別の開催日をご案内させていただく場合がございます。

※お申しいただきました個人情報は適正に管理し、説明会の運営のみに使用いたします。

しごと さが がいこくじん がいこくじんりゅうがくせい
仕事を探している外国人・外国人留学生のみなさまへ

しごと さが さ
仕事探しのトラブルを避けるために
てきせい かいしゃ えら
適正な会社を選びましょう！

しごと さが がいこくじん しごと しょうかい かね ようきゅう もんだい お
仕事を探している外国人に、仕事を紹介し、お金を要求する問題が起きています。
しごと さが てきせい かいしゃ えら
仕事を探すときは、ハローワークや適正な会社を選びましょう。

1 しごと しょうかい かね ようきゅう
仕事の紹介に、お金を要求されていませんか？
しごと しょうかい はたら かね はら ひつよう
仕事を紹介してもらうためや、働くためにお金を払う必要
はあります。払った場合、証拠は保管しましょう。

2 きよか かくにん かいしゃ
許可をもっているか、確認できる会社ですか？
しごと しょうかい しょくぎょうしょうかい きよか ひつよう
仕事の紹介（職業紹介）をするためには、許可が必要です。
きよか ばんごう かくにん
許可番号を確認しメモしておきましょう。

3 はたら じょうけん おし
働く条件をきちんと教えてもらっていますか？
しごと ないよう きゅうりょう はたら ばしょ きゅうじん じょうけん しょめん
仕事の内容や給料、働く場所など求人条件は書面などで
しめ かなら かくにん ほかん
示すことになっていますので、必ず確認し保管しましょう。

● きよか とどけで じんざい そうごう かくにん
許可・届出については「人材サービス総合サイト」で確認できます。

人材サービス総合サイト



● くわ ないよう こうせいろうどうしょう きゅうしよくしゃ みな む
より詳しい内容は、厚生労働省ホームページの求職者の皆さま向け
パンフレットをご覧ください。

パンフレット



そうだんさき
相談先はこちら

- こちらは国の機関です
- 安心して電話下さい
- 秘密は守ります

えひめろうどうきょく じゅきゅうちようせいじぎょうしつ
愛媛労働局（需給調整事業室）

TEL：089-943-5833

うけつけじかん
受付時間：8:30～17:15

こうせいろうどうしょう とどうふけんろうどうきょく
厚生労働省・都道府県労働局

とあ とうだん お問い合わせ・ご相談

とあ とうだん かくとどうふけんろうどうきょく
お問い合わせ、ご相談は、各都道府県労働局へ

ろうどうきょくめい 労働局名	かしつめい 課室名	でんわばんごう 電話番号	ろうどうきょくめい 労働局名	かしつめい 課室名	でんわばんごう 電話番号
ほっかいどう 北海道	じゅきゅうちようせいじぎょうか 需給調整事業課	011-738-1015	し づ 滋 賀	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	077-526-8617
あお ちり 青 森	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	017-721-2000	きょう と 京 都	じゅきゅうちようせいじぎょうか 需給調整事業課	075-241-3225
いわ て 岩 手	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	019-604-3004	おお き 大 阪	じゅきゅうちようせいじぎょうだいに 需給調整事業第二課	06-4790-6319
みや ぎ 宮 城	じゅきゅうちようせいじぎょうか 需給調整事業課	022-292-6071	ひょうご 兵 庫	じゅきゅうちようせいじぎょうか 需給調整事業課	078-367-0831
あき た 秋 田	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	018-883-0007	な ら 奈 良	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	0742-88-0245
やま がた 山 形	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	023-676-4618	わかやま 和歌山	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	073-488-1160
ふく しま 福 島	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	024-529-5746	と どり 鳥 取	しよくぎょうあんていか 職業安定課	0857-29-1707
いばら き 茨 城	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	029-224-6239	しま ね 島 根	しよくぎょうあんていか 職業安定課	0852-20-7017
とち ぎ 栃 木	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	028-610-3556	おか やま 岡 山	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	086-801-5110
くま 馬 群 馬	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	027-210-5105	ひろ しま 広 島	じゅきゅうちようせいじぎょうか 需給調整事業課	082-511-1066
さい たま 埼 玉	じゅきゅうちようせいじぎょうか 需給調整事業課	048-600-6211	やま ぐち 山 口	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	083-995-0385
ち ば 千 葉	じゅきゅうちようせいじぎょうか 需給調整事業課	043-221-5500	とく しま 徳 島	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	088-611-5386
とう きょう 東 京	じゅきゅうちようせいじぎょうだいに 需給調整事業第二課	03-3452-1474	か がわ 香 川	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	087-806-0010
かながわ 神奈川	じゅきゅうちようせいじぎょうか 需給調整事業課	045-650-2810	え ひめ 愛 媛	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	089-943-5833
にい がた 新 潟	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	025-288-3510	こう ち 高 知	しよくぎょうあんていか 職業安定課	088-885-6051
と やま 富 山	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	076-432-2718	ふく おか 福 岡	じゅきゅうちようせいじぎょうか 需給調整事業課	092-434-9711
いし がわ 石 川	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	076-265-4435	さ が 佐 賀	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	0952-32-7219
ふく い 福 井	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	0776-26-8617	なが さき 長 崎	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	095-801-0045
やま なし 山 梨	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	055-225-2862	くま ちと 熊 本	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	096-211-1731
なが の 長 野	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	026-226-0864	おお いた 大 分	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	097-535-2095
ぎ ふ 岐 阜	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	058-245-1312	みや さき 宮 崎	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	0985-38-8823
しず おか 静 岡	じゅきゅうちようせいじぎょうか 需給調整事業課	054-271-9980	かごしま 鹿児島	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	099-803-7111
あい ち 愛 知	じゅきゅうちようせいじぎょうだいに 需給調整事業第二課	052-685-2555	おき なわ 沖 縄	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	098-868-1637
み え 三 重	じゅきゅうちようせいじぎょうしつ 需給調整事業室	059-226-2165			

公正な採用選考についてのお願い

愛媛労働局 職業安定部

★ 令和5年3月新規学校卒業予定者の採用選考が次のとおり開始されます。

	中 学 校	高 等 学 校	大学・短大・高専等
推 薦 開 始	1月 1 日以降	9月 5 日以降(文書到達主義)	
採用選考開始	1月 1 日以降	9月16日以降	6月1日以降
採用内定開始	1月 1 日以降	9月16日以降	10月1日以降

★ 次の事項について質問や作文を課すこと等は、就職差別につながるおそれがあります。
応募者の適性・能力を基準とした公正な採用選考を行ってください。

1 就職差別につながるおそれのある項目及び理由

戸籍謄(抄)本の提出	本籍・出生地を把握することとなり、就職差別につながるおそれがあります。
社用紙の使用 身元(家庭)調査 家族の職業、続柄、健康 家族の地位、学歴、収入 家族の資産 住居状況(部屋数、間取り)	採用選考は応募者の職務能力を基本に行われるべきであり、家庭環境や家族の職業、資産の有無などは採用選考に際しては不要であり、プライバシーを侵害するおそれがあります。
宗教 支持政党 生活信条	これらは憲法で保障された「信教」、「思想及び良心」、「信条」の自由等を侵害するおそれがあります。
尊敬する人物	尊敬する人物を通して、生活信条や思想を調査することになります。
思想	憲法で保障された思想及び良心の自由を侵害するおそれがあります。
本籍、生まれ育った場所、 自宅までの道順	出生地や育った所は、本人の責任に帰さないことです。通勤経路としての自宅までの道順は、入社後必要に応じて把握すれば足りることです。
生活環境に関する作文 (生い立ち、私の家庭、 父・母を語るなど)	作文を通じて上記の項目を把握することになり、それに基づいて人物を評価しようとする考え方に結びつくおそれがあります。

2 採用選考時の健康診断の検査項目

検査項目は職務を遂行するための適性と能力を判断するために行うものであり、基本的には本人の入社後に実施していただくものです。

従って、採用選考時における必要限度を超えた検査、特に血液検査及び尿検査等は本人の適性と能力を判断するうえで関係のない事項ですので、御留意願います。

労働委員会の窓 (6月分)

1 会議関係

- 6月3日第1313回公益委員会議
「平成31年(不)第1号・令和元年(不)第3号事件の第7回審問結果概要について」など2件
- 6月24日第1207回愛媛県労働委員会総会
「平成31年(不)第1号・令和元年(不)第3号事件の第7回審問結果概要について」など7件

2 集团的労使紛争関係

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
31年(不) 第1号	教育, 学習 支援事業	H31. 2. 19	1, 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中
元年(不) 第3号	教育, 学習 支援事業	R元. 9. 30	1, 2, 3	不利益取扱い是正 誠実団交実施 支配介入禁止等	係属中

3 個別的労使紛争関係

○ あっせん事件

事件番号	業種	あっせん事項	申出年月日 申出者	あっせん 回数	終結状況
4年個別 第1号	生活関連サービス業	労働条件改善及び自身 の労働条件変更につい ての説明	R4. 4. 18 労働者	—	R4. 6. 4 不開始

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
6月	16	32
累計(4月~)	55	97

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。
相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

メールアドレス roudoui@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tiroui/>